目

平成二十九年法律第六十四号

次 電子委任状の普及の促進に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電子委任状取扱業務の認定等 基本指針等(第三条・第四条

(第五条

-第十二条)

第五章 第四章 雑則 (第十三条—第十五条) 罰則(第十六条—第十九条)

章 総則

第一条 この法律は、電子情報処理組織を使用す 取引その他の高度情報通信ネットワークを利用 こと等により、電子契約の推進を通じて電子商 るための基本的な指針について定めるととも ていることに鑑み、電子委任状の普及を促進す 確保されることが電子契約における課題となっ 巻く環境の変化の中で、電子委任状の信頼性が 保に関する技術の向上その他の電子契約を取り 通じて伝達される情報の安全性及び信頼性の確 を行う事業者の増加、情報通信ネットワークを により契約に関する書類の作成、保存等の業務 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法 した経済活動の促進を図ることを目的とする。 電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける

第二条 この法律において「電子委任状」とは 的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては授与」という。)を表示する電磁的記録(電子 れるものをいう。次項及び第三項において同 あっては、その代表者。第四項第一号において あって、電子計算機による情報処理の用に供さ 認識することができない方式で作られる記録で に代理権を与えた旨(第三項において「代理権 同じ。) が当該事業者の使用人その他の関係者 電子契約の一方の当事者となる事業者(法人に

術を利用する方法により契約書に代わる電磁的処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 記録が作成されるものをいう。 が一方の当事者となる契約であって、電子情報 この法律において「電子契約」とは、事業者

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 この法律において「電子委任状取扱業務」と 方の当事者となる事業者の委託を受けて、電い、代理権授与を表示する目的で、電子契約の

> 録」という。)を含む。)を提示し、又は提出す一項において「代表権の確認に関する電磁的記 者が当該法人の代表権を有していることを確認 保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者 信の技術を利用する方法により、電子委任状を る業務をいう。 している旨を表示する電磁的記録(第十一条第 子委任状(当該事業者が法人である場合にあっ 又はその使用人その他の関係者に対し、当該電 ては、委任者として記録された当該法人の代表

次の各号のいずれにも該当する電子委任状をい この法律において「特定電子委任状」とは、

3

掲げる措置が行われているものであること。 二項に規定する認定外国認証事業者により 電子委任状に記録された情報について次に 項の規定による証明が行われるものその他 その認定に係る業務として同法第二条第二 定する認定認証事業者又は同法第十五条第 法律(平成十二年法律第百二号)第二条第 業者による電子署名及び認証業務に関する ものに限る。) これに準ずるものとして主務省令で定める 項に規定する電子署名(同法第八条に規 電子委任状に委任者として記録された事 4

うかを確認することができる措置として主 該情報について改変が行われていないかど 者の作成に係るものであるかどうか及び当 電子委任状に委任者として記録された事業 務省令で定める措置 イに掲げるもののほか、当該情報が当該

第二項第三号に規定する記録方法の標準に適に規定する基本指針において定められた同条 合する方法で記録されているものであるこ 電子委任状に記録された情報が次条第一項

第二章 基本指針等

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定め 第三条 主務大臣は、電子委任状の普及を促進す う。)を定めるものとする。 るための基本的な指針(以下「基本指針」とい

るものとする。 電子委任状の普及の意義及び目標に関する

る基本的な事項 任状に関する理解を深めるための施策に関す 電子契約の当事者その他の関係者の電子委

三 電子委任状に記録される情報の記録方法の 便性の向上のための施策に関する基本的な 標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利

事項 ついて第五条第一項の認定の基準となるべき する者の電子委任状取扱業務の実施の方法に 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうと

Ŧi. 必要な事項 その他電子委任状の普及を促進するために

うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の 長に協議しなければならない。 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更しよ

ときは、遅滞なく、これを公表しなければなら 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更した

(国等の責務)

第四条 国は、広報活動等を通じて、電子契約の 解を深めるよう努めなければならない。 当事者その他の関係者の電子委任状に関する理

2 国は、電子契約及び電子委任状に関する内外 者その他の関係者に対して当該調査により得ら の動向の調査及び分析を行い、電子契約の当事 めなければならない。 れた情報及び当該分析の結果を提供するよう努

4 3 な施策の推進に努めなければならない。 業者の電子委任状の利用を促進するために必要 となる電子契約において他方の当事者となる事 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者

支援するため、情報の提供その他の必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を

(電子委任状取扱業務の認定) 第三章 電子委任状取扱業務の認定等

第五条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もう とする者は、主務大臣の認定を受けることがで

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 大臣に提出しなければならない。 した申請書その他主務省令で定める書類を主務 前項の認定を受けようとする者は、主務省令

2

二 申請に係る電子委任状取扱業務の範囲及び その実施の方法 は、その代表者の氏名

氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

三 に当たり、次のイからへまでに掲げる場合に 申請に係る電子委任状取扱業務を実施する

該当する場合には、それぞれイからへまでに

ない場合 同法第十条第一項第二号から第 五号までの事項 十六号)第九条の登録を受けなければなら 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八

条第一項第三号又は第四号の事項のうち当 該申請に係る電子委任状取扱業務を実施す 録を受けなければならない場合 るに当たり変更することとなるもの 電気通信事業法第十三条第一項の変更 同法第十

申請に係る電子委任状取扱業務を実施する 項第二号から第五号までの事項のうち当該 に当たり変更することとなるもの しなければならない場合 同法第十条第一 電気通信事業法第十三条第五項の届出を

第五号までの事項 しなければならない場合 同項第二号から 電気通信事業法第十六条第一項の届出を

号又は第五号の事項のうち当該申請に係る 電子委任状取扱業務を実施するに当たり変 更することとなるもの しなければならない場合 電気通信事業法第十六条第三項の届出を 同条第一項第二

号又は第四号の事項のうち当該申請に係る 電子委任状取扱業務を実施するに当たり変 更することとなるもの しなければならない場合 同条第一項第三 電気通信事業法第十六条第四項の届出を

務が次の各号のいずれにも該当すると認めると 合において、その申請に係る電子委任状取扱業 きは、その認定をするものとする。 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場

任状であること。 その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委

れた第三条第二項第四号に掲げる事項に適合 していること。 その実施の方法が基本指針において定めら

の認定を受けることができない。 次の各号のいずれかに該当する者は、 一項

なった日から二年を経過しない者 執行を終わり、又は執行を受けることがなく この法律の規定により刑に処せられ、その

二 第十二条第一項の規定により第一項の認定 を取り消され、 過しない者 その取消しの日から二年を経

項各号のいずれかに該当する者ばならない場合において、同法第十二条第一同法第十三条第一項の変更登録を受けなけれ同法第十三条第一項の変更登録を受けなけれに当たり、電気通信事業法第九条の登録又は四 申請に係る電子委任状取扱業務を実施する

(MANIO) TYTY) 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、そ

認定の更新)

第六条 前条第一項の認定は、三年を下らない政 ので定める期間ごとにその更新を受けなけれ ので定める期間ごとにその更新を受けなけれ ので定める期間ごとにその更新を受けなけれ のでに対して、これを下

ごろでは、第一項)見どにより前を持一項前項の認定の更新について準用する。四項(第二号及び第四号を除く。)の規定は、四項(第二号及び第四号を除く。)、第三項及び第

示しなければならない。 の認定がその効力を失ったときは、その旨を公 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項 4

第七条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第七条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第七条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第十条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第十条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第十条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第十条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第十条 第五条第一項の認定を受けた者(以下 第十条 第五条第一項の認定を受けた者(以下

まは、その者。以下この項において同じ。)、合 (株)後存続する法人若しくは合併により設立した はた法人は、その認定電子委任状取扱事業者の 地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲 地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲 地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲 しくは合併により設立した法人若しくは分割に より当該事業の全部を承継した法人が同条第四 東第一号から第三号までのいずれかに該当する ときは、この限りでない。

出なければならない。

出なければならない。

出なければならない。

が項の規定により認定電子委任状取扱事業者

ときは、その旨を公示しなければならない。 3 主務大臣は、前項の規定による届出があった

(変更の認定等)

第八条 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第第八条 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第

2 第五条第二項(第三号二を除く。)、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項ので、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(第二号を除く。)の規定は、前項のなっては、変更に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

届け出なければならない。
届け出なければならない。
届け出なければならない。

ない。

・ 主務大臣は、その旨を公示しなければならがあったときは、その旨を公示しなければならず一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)き、又は前項の規定による届出(第五条第二項き、又は前項の規定による

(廃止の届出)

(電気通信事業法の特例) ときは、その旨を公示しなければならない。ときは、その旨を公示しなければならない。2 主務大臣は、前項の規定による届出があった

第十条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、第五条第一項の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の受け、又は同条第五項若しくは同法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第五項若しくは同法第十項の政吏登録を受け、又は同条第五項若しくは同法第十項の認定を受けた場合では、当該認定に係る電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとなければならないときは、当該者は、当該者は、当該者は、当該者は、当該者は、当該者が、第五条第一項の認定を受けた場合を受け、又は営もうとする。

同法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくはの認定に係る電子委任状取扱業務を実施するにの変更の認定を受けた場合において、当該変更2 認定電子委任状取扱事業者が、第八条第一項

ものとみなす。

ものとみなす。

ないとみなす。

ないとみなす。

ないとのは、

ないとのとのは、

ないとのは、

ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
ないとのは、
な

(認定の取消し) 特定電磁的記録等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、

ることができる。

第十二条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該

くなったとき。 業務が同条第三項各号のいずれかに該当しな 第五条第一項の認定に係る電子委任状取扱

に至ったとき。 第一号から第三号までのいずれかに該当する 二 認定電子委任状取扱事業者が第五条第四項

げる事項を変更したとき。 の規定に違反して、第五条第二項第二号に掲三 認定電子委任状取扱事業者が第八条第一項

五 認定電子委任状取扱事業者が不正の手段に 規定に違反したとき。四 認定電子委任状取扱事業者が前条第二項の

の認定を取り消したときは、その旨を公示しない第五条第一項の規定により第五条第一項けたとき。
けたとき。
けたとき。
けたとき。

第四章 雑則 ればならない。

(報告徴収及び立入検査)

取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に、といいのでは、又はその職員に、認定電子委任状し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し、との認定に係る電子委任状取扱事業者に対 第二十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な

こと な。(若しくは関係者に質問させることができ)、当 の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査)、は 立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務

なければならない。 の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

(主務省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法

(主務大臣等)

2 この法律における主務省令は、主務大臣が発いては、内閣総理大臣及び総務大臣とする。び第八条第一項の変更の認定に関する事項につ理大臣とする。ただし、第五条第一項の認定及第十五条 この法律における主務大臣は、内閣総

第五章 罰則

する命令とする。

は、五十万円以下の罰金に処する。 第十六条 第十一条第二項の規定に違反した者

| **第十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、

二項第二号に掲げる事項を変更した者 第八条第一項の規定に違反して、第五条第

せず、若しくは虚偽の答弁をした者しくは同項の規定による質問に対して答弁をよる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に二 第十三条第一項の規定による報告をせず、二 第十三条第一項の規定による報告をせず、

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代第十八条 法人の代表者又は人だって、前二条の違反行為をしたととの業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

届出をした者は、十万円以下の過料に処する。条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の第十九条 第七条第二項、第八条第三項又は第九

附則抄

(施行期日)

は、公布の日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から を超えない範囲内において政令で定める日から は、公布の日から起算して九月

第二条 主務大臣は、この法律の施行前において 2 ることができる。 も、第三条の規定の例により、基本指針を定め 前項の規定により定められた基本指針は、こ

(政令への委任)

定められたものとみなす。

の法律の施行の日において第三条の規定により

第三条 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。三条 前条に定めるもののほか、この法律の施 (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し を講ずるものとする。 た場合において、この法律の施行の状況につい て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

則 抄 (令和二年五月二二日法律第三〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

号) 抄 則 (令和三年五月一九日法律第三六

する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行 日から施行する。 (施行期日) (処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による 認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を みなす。 の国の機関がした認定等の処分その他の行為と て「新法令」という。) の相当規定により相当 基づく命令を含む。以下この条及び次条におい の法律による改正後のそれぞれの法律(これに めがあるもののほか、この法律の施行後は、こ という。)の規定により従前の国の機関がした 含む。以下この条及び次条において「旧法令」

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により 定により相当の国の機関に対してされた申請、のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規 届出その他の行為とみなす。 その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの 従前の国の機関に対してされている申請、届出

3 の国の機関に対して申請、 この法律の施行前に旧法令の規定により従前 届出その他の手続を

> 日前に従前の国の機関に対してその手続がされ 対してその手続がされていないものとみなし を、新法令の相当規定により相当の国の機関に あるもののほか、この法律の施行後は、これ ていないものについては、法令に別段の定めが しなければならない事項で、この法律の施行の て、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣 府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政 ものとする。 法第十二条第一項の省令としての効力を有する 第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織 新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の 定めがあるもののほか、この法律の施行後は、 組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条 置を含む。)は、政令で定める。 行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措 及び前三条に定めるもののほか、この法律の施

則 (令和四年六月一七日法律第七〇

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から